



資料編

都市計画審議会条例

平成 12 年 3 月 31 日 条例第 17 号

都市計画審議会条例(平成 8 年条例第 20 号)の全部を改正する。

(設置)

第 1 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、熊取町都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 町議会議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 町の住民

(任期)

第 3 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員が任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その職を失う。

(臨時委員)

第 4 条 審議会に、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、審議会が調査及び審議する事項のうち、町長が必要と認めた特別の事項について議事に参与する。

3 臨時委員は、町長が任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項についての調査、審議が終了するまでの間在任する。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市計画主管課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日条例第13号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月11日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

都市計画審議会 委員名簿

	氏 名	役 職	期 間
学識経験のある者	◎岡山 敏哉	大阪工業大学特任教授	
	樋口 信子	樋口都市設計代表	
	富田 安夫	近畿大学教授	
	中尾 修	大阪泉州農業協同組合理事	
	辻 正義	熊取町商工会会長	
	七里 英二	熊取町農業委員会会長職務代理者	
	○下中 博之	元熊取町上下水道部長	
町議会議員	大林 隆昭	熊取町議会事業厚生常任委員会副委員長	
関係行政機関の職員	柴高 行信	泉佐野警察署 交通課 交通規制係長	
町の住民	中野 隆文	自治会連合会副会長（事業厚生担当）	
	朝飛 恵子	住民代表	
	出口 儉二	N P O 法人くまとり子育てW A ・ 輪 ・ 和代表	
	食野 敏行	熊取町民生委員児童委員協議会副会長	
	根来 俊平	熊取町青年団副団長	

令和6年3月時点

- ◎ 会長
○ 会長職務代理者

熊取町都市計画マスタープラン策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本町の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定に基づくものをいう。以下「都市計画マスタープラン」という。）の策定にあたり、必要な協議及び検討を行うため、熊取町都市計画マスタープラン策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次期都市計画マスタープランの策定について必要な協議及び検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副町長を、副委員長は都市整備部理事（幹線道路・まちづくり担当）の職にある者をもって充てる。

3 委員は、会計管理者及び部長等の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を統括し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集し、委員長は、その議長となる。

(検討部会)

第6条 委員長は、専門的な事項を調査・検討するための部会（以下「検討部会」という。）を置くことができる。

2 検討部会は、幹事及び検討部会員で組織する。

3 幹事は、まちづくり計画課長の職にある者を、検討部会員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

4 検討部会の会議は、幹事が必要に応じて検討部会員のうちから召集し、幹事は、その議長となる。

5 委員長は、会議の参考とするため、検討部会による結果を委員会に報告させるものとする。

(任期)

第7条 委員及び検討部会員の任期は、次期熊取町都市計画マスタープランの策定の日までとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市整備部まちづくり計画課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

幹 事	まちづくり計画課長
部会員	企画経営課長
	危機管理課長
	財政課長
	産業振興課長
	環境課長
	健康・いきいき高齢課長
	介護保険課長
	障がい福祉課長
	子育て支援課長
	保育課長
	道路公園課長
	下水道河川課長
	下水道河川課河川農水室長
	学校教育課長
	生涯学習推進課長

用語集

あ行

空き家バンク制度 空き家物件情報を地方公共団体のホームページ上などで提供する仕組み。行政側は情報提供を行うが、手続等は家主や仲介業者などとの交渉となる。

アメニティ 一般的には、環境などの快適さのこと。特に都市計画で、空間・風景・建物などの緑が多い、まちなみやその他景観が優れているなどの快適さのことをいう。

ウォーキングトレイル 自然、歴史文化施設などを取り込んだ歩行者専用道のネットワーク。

NPO NPO とは、Non-Profit Organization の略語で、非営利団体と訳される。ボランティア団体、市民活動団体が NPO に該当する。行政や民間企業ではカバーできない社会的な問題を、営利を目的とせず自分たちの手による解決を目指す組織。

延焼遮断帯 大震火災時に、延焼拡大する市街地大火を阻止する帯状の不燃空間であり、道路・河川・鉄道・公園等の都市施設とその沿線で不燃化された建築物により構築されるものをいう。

か行

開発指導要綱 無秩序な乱開発を抑制するため、本町で行われる開発事業についての指導基準を定めたもの。

狭あい道路 幅員が狭い道路のこと。

協働 地元住民と市町村（行政）職員が目標を共有し、ともに力を合わせて対等の立場で活動すること。

区域区分 無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために定められて区域のこと。

クリーンアップ作戦 ボランティアで集まった人たちが道や川などに落ちるごみなどを拾い上げて綺麗にする活動のこと。

建築協定	その地域にあった建築のルールをその地域の住民自らが取り決める制度であり、建築基準法の規定よりも厳しい。
景観法	良好な景観の形成を図るための責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる総合的な法律。計画区域内の開発等を制限できる景観計画や景観を維持するための景観地区、景観協定が策定できることなどが定められている。
建ぺい率	敷地面積に対する建築面積（建坪）の割合のこと。市街化区域では30～80%の割合で定められており、それを超える建物は建設できない。
広域防災拠点	大規模災害時に非常用食糧や毛布等を保管し、また救援物資等の集配所としての機能を持つ備蓄倉庫・物資集配センターとともに、応援ヘリコプターの受け入れを行うヘリ駐機場や応援部隊の駐屯・活動の拠点となる活動広場のこと。大阪府内には茨木市の北部、八尾市の中部、泉南市の南部の3つがある。
国土利用計画	国土利用計画法に基づき、国、都道府県、市町村がそれぞれの区域について定める国土の利用に関する計画。
コミュニティ	地域社会、共同体。地域に住む人々の集まり。また、広くは、共通の目的を持ち、活動する住民の集まりのこと。
コンパクトシティ	広がってしまった居住地域を都市機能や居住地域をコンパクトにまとめ直して行政効率の良いまちづくりを目指す取組み。このコンパクトシティを定めるにあたっては、立地適正化計画を策定する必要がある。

さ行

市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。具体的には、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
-------	---

市街化調整区域	都市計画の区域内で、市街化を抑制すべき区域。この区域内では、地区計画などを策定しない限りは原則的に開発等が行えない。 大阪府の都市計画区域の市街化区域外は、全て市街化調整区域となっている。
住宅セーフティネット	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者や子どもを育成する家庭等に対して、賃貸住宅の供給の促進を図る施策としての公営住宅の供給のことをいう。
住宅マスタープラン	住宅施策の課題と目標を明らかにし、総合的な施策を推進するための基本となる計画。
準防火地域	市街地における火災の危険を防ぐために指定する地域。準防火地域内の建物については、①一定規模以上の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物とすること、②木造の建築物は、延焼の恐れのある部分を防火構造とすることなどの制限が設けられている。
準用河川	1級河川及び2級河川以外の河川で市町村長が指定し、2級河川に関する規定を準用するもの。
親水空間	水辺に近づける、水に触れられるなど、水への親しみが感じられる空間。
スプロール化	十分な都市基盤整備を伴わずに、不規則に虫食い状態で郊外部へと拡大していくこと。
生産緑地	市街化区域内の農地に対し指定され、30年間の営農継続を条件として、環境保全などの目的で生産緑地法により指定される農地・森林など。

た行

タピオステーション	「タピオ体操＋（プラス）」を地域で取り組む拠点のこと。2017（H30）年3月現在で、南山の手台、若葉、水荘園の3カ所が存在する。
-----------	---

くまとりタピオ体操	大阪体育大学およびふれあい元気教室スタッフ監修の体力づくりプログラムのこと。2017（H30）年3月現在は、従来の「タピオ体操」に改良を加えた「タピオ体操+（プラス）」となっている。
地区計画	地域の特性に応じて、公共施設（道路・公園等）の配置や、建築物の規模・形態等について、一般的・総合的な計画を定め、建築や開発行為の規制・誘導を図る都市計画制度。
町管理河川	本町を流れる河川のうち、準用河川見出川、普通河川見出川（砂防施設を除く）、普通河川雨山川（砂防施設を除く）、普通河川和田川が町の管理となっている。
長寿命化計画	インフラや施設、建物などで老朽化しているものについて整備などを行い、より長く維持する目的で策定された計画。
都市基盤施設	一般的に道路・街路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や学校、病院、公園などの公共施設のこと。主には街路や鉄道、都市公園がそれに該当する。
都市計画	都市計画区域において、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画。
都市計画区域	都市計画法で定められた規制の対象になる地域のこと。
都市計画審議会	都市計画に関する事項を調査審議するため設置された附属機関の総称。
都市計画提案制度	住民等のまちづくりの取り組みを都市計画に反映させる制度で、都市計画法と都市再生特別措置法に規定されている。
都市計画法	良好な環境を保ちつつ、都市を発展させるために必要な土地利用規制、都市施設の整備、市街地開発事業のしくみについて定めた法律。
土地区画整理事業	都市計画法に基づく面的整備手法の一つであり、土地区画整理法に基づき、土地所有者等から一部の土地を提供してもらい（減歩）、道路や公園等の公共用地としての活用や宅地の整形化などを図り、市街地の整備や居住環境の向上などを目的とする。

な行

2級河川 1級河川（国が管理する河川）水系以外の水系で、公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で、都道府県知事が指定したもの。

農業振興地域 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、都道府県知事が指定する一体的に農業の振興を図ることが必要である地域。

農地転用 農地としての登録のある土地を、他の用途に転用すること。市街化区域の農地転用は届出を、それ以外の場合は許可を要する。

は行

パブリックコメント 計画や条例などが案としてできた段階で、その案の趣旨、内容、その他必要事項を住民等に公表し、そこで寄せられた意見・情報を考慮して意思決定を行う制度。

バリアフリー 障がい者や高齢者が社会参加する際の物理的な生涯や精神的な障壁を取り除こうとする考え方

バリアフリー新法 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律のこと。バリアフリー法の代わりに、平成18年より施行。一定の施設などで精神的障害のない設備を設置するなどが定められた。

PDCA（サイクル） PDCAはそれぞれPlan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）を示す4つの頭文字を示す。この4つを循環・繰り返す（サイクル）ことによって、品質や業務の向上や改善などに役立てる。

ビオトープ 特定の生物群集が生存できるような特定の環境条件を備えた地域のこと。単に植物があるだけの「緑」とは異なり、あくまでも特定の生物が生息していくことができるような、生態学的にみても良好な環境の空間と捉えられることが特徴。生物を意味するBioと場所を意味するTopeを合成したドイツ語で、直訳すれば「生物生息空間単位」となる。

ポケットパーク 都市の中の憩い、休憩の用途に供する小さな空間で、民間の土地を出し合ったり、公立の公園にならない公有地または民間の土地を借用し作ったりしたもの。バス停の周り、商店街の一部、交差点などに設置する場合が多い。

ポテンシャル 潜在力や潜在性のこと。都市計画においては、その地域の魅力を引き出す意味で使われる。

ま行

マスタープラン 国や市町村等が定める基本計画のこと。国や市町村等の今後の動きを定めた大元となる総合計画の下部に属して、その基礎となることが多い。

面的整備事業 道路や公園等の公共施設の整備改善等の総合的なまちづくりのこと。

や行

ユニバーサルデザイン 老若男女、身体的特徴を問わず、誰でも利用することができる設計・デザインをいう。

用途地域 都市計画法に基づく地域地区の一種で、めざすべき市街地像に応じて、区域ごとに建ててよい建造物の種類、用途、容積率、建ぺい率、日影等を制限した地域のこと。

ら行

ライフスタイル その人その人の生活手段や生き方、様式、営みのことを言う。

ライフライン 水道・電気・ガスなどの供給設備や、電話などの通信設備、鉄道などの交通機関といった、日常生活を送る上で必須の設備をいう。

レクリエーション農園 自治体などが遊休農地を土地所有者から借り受け、地域住民に貸し出す農園。本町では昭和 54 年度から地域住民に有料で開設している。

立地適正化計画 居住を主とする居住機能誘導区域や医療・福祉・商業、公共交通等の誘導を促す都市機能誘導区域を定めることにより、都市全域を見渡したマスタープランとしたもの。都市計画を元にすることから、都市計画マスタープランの高度化版ともとれる。

緑地協定制 都市緑地法に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地の所有者等の全員の合意により、市町村長の認可を受けて締結される緑地の保全又は緑化に関する協定。

わ行

ワークショップ 参加者が体験することによって学んだり、話し合ったりするなどの場のこと。まちづくりにおいては、地域の課題などのテーマから参加者が話し合って意見をまとめたものから今後の方向性を決めていくという意味合いで使われる。

熊取町都市計画マスタープラン

「都市計画に関する基本的な方針」

策定 平成30年3月【令和6年3月時点修正】

編集・発行 熊取町都市整備部まちづくり計画課

〒590-0495 大阪府泉南郡熊取町野田1-1-1

TEL : 072-452-1001 (代表)

URL : <http://www.town.kumatori.lg.jp>